

第2章 計画の基本理念と施策の体系

第1節 基本理念

本市では、健康福祉推進都市宣言（平成5年10月）の趣旨に基づき、「高齢者がいつまでも健康で、それぞれのライフスタイルに応じた生きがいを持ち、介護が必要になっても地域で暮らしていける連帯感あふれた豊川市」の創造を目指し、施策の展開を図っています。

また、豊川市高齢者福祉計画・介護保健事業計画では、その第1期計画から継続して「人生 悠々・快適・安心ライフを楽しむまち」を基本理念として掲げてきました。

わが国では、平成37年（2025年）には団塊の世代の方が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となります。また、近年、高齢者自身のライフスタイルやニーズが多様化することもあり、この理念は、今後ともますます重要な視点となってくるものと考えます。そして、「地域包括ケアシステム」構築の目的である「可能な限り、住み慣れた地域でその能力に応じ自立した日常生活を営むことができること」とも合致しています。

そこで、第6期目となる本計画においても、「人生 悠々・快適・安心ライフを楽しむまち」を基本理念として掲げるものとします。



第2節 基本目標

基本理念を実現していくため、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 「元気で悠々ライフを共創できるまちに」(※)

健康な高齢期を心豊かに暮らすための準備や計画、健康で生きがいやふれあいのある暮らし、好きな仕事や学習の継続などを通じて、人との交流を促進できる暮らしは、広い意味で介護予防につながります。

こうした、「人生を楽しむ」という視点は、現在または将来、高齢期を生きる全市民に共通して重要であると考え、これを基本目標1とします。

※ 共創…高齢者だけでなく、高齢社会を生きぬく市民一人ひとりが一体となって、高齢社会に新たな価値を創造していくこと。

基本目標2 「住み慣れた地域で快適に暮らせるまちに」

日々の暮らしの舞台とも言える身近な地域を、日常生活圏域として設定し、関係機関との連携を図りながら、各圏域に気軽に相談できる窓口や、健康や生活機能を維持・向上する機会を設けるとともに、地域住民主体による支え合いやふれあいの活動が地域に根ざしていくことを基本目標2とします。

基本目標3 「安心して介護サービスなどを利用できるまちに」

年齢を重ね、介護や医療の必要が増しても、介護サービスなどの活用によって安心して暮らせるための、必要なサービス・施設などの供給体制を整えるとともに、制度が安定的に運営できるよう、事業費に見合う財源の確保を図るなど、制度全般にわたる信頼性・持続性の向上を基本目標3とします。

第3節 施策の体系

